



担当課	市民課
担当者	中村
電話	073-435-1028
内線	2112

令和7年5月23日

戸籍にフリガナが記載されます

改正戸籍法が施行され、戸籍の氏名にフリガナが記載されるようになります。

(1) 令和7年5月26日から

★出生届等では、氏や名のフリガナが公証されるようになります。

●次のようなフリガナは認められます。

①部分音訓 心愛（ココ・ア）、桜良（サ・ラ）など

②熟字訓 飛鳥（アスカ）、弥生（ヤヨイ）など

③置き字 美空（ソラ）、彩夢（ユメ）など

●社会を混乱させるものとして認められないものの例

①漢字の意味や読み方との関連性がない

太郎（ジョージやマイケル）など

②漢字に対応するものに加え、これと明らかに異なる別の単語を付加

健（ケンイチロウやケンサマ）など

③漢字の持つ意味とは反対の意味や別人と誤解される

高（ヒクシ）、鈴木（サトウ）、太郎（ジロウ）など

★マイナポータルで記載予定のフリガナを確認することができます。

誤りがあれば、マイナポータルから届出できます。



(2) 令和7年7月下旬から7月末にかけて

本籍地が和歌山市の方にハガキにて戸籍に記載予定の氏名のフリガナを通知します。

誤っている場合は、令和8年5月25日までに届出してください。

届出は、

- 1 マイナポータルでオンライン届出
- 2 市役所窓口での届出
- 3 郵送での届出

のいずれかでお願いします。

誤りがなければ、届出不要です。

届出をしなくても令和8年5月26日以降に戸籍に記載されます。